

- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（平成28年4月1日現在）

区分	具体的な取組		
	一般行政職員	教員（学校事務職員を含む）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（併任職員、評価対象期間中に勤務実績のない休職者等は除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価期間における勤務期間が3月に満たない教職員等は除く。）	全職員（地方警務官、出向者、評価対象期間中に3月以上の勤務実績のない派遣者・休職者等は除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ	評価の公平性、客観性の確保のため評定者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談員の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発を目的とした「業務管理・キャリア開発シート」の作成を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成27年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・ 全給料表について、給料水準の引上げ	平成28年1月1日
初任給調整手当の見直し	・ 初任給調整手当の支給月額の上限の引上げ ・ 院長に対する手当額を固定化（病院局）	平成28年1月1日
期末・勤勉手当の支給割合の改定	・ 期末手当の支給割合を0.03月分引上げ ・ 勤勉手当の支給割合を0.07月分引上げ	平成27年12月1日
地域手当の見直し	・ 地域手当の支給割合の改定	平成28年1月1日及び同年4月1日
単身赴任手当の見直し	・ 単身赴任手当の月額・職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じて加算する額の引上げ	平成28年4月1日
管理職手当の見直し	・ 管理職手当の支給区分の見直し及び支給月額の引上げ	平成28年1月1日及び同年4月1日
特殊勤務手当の見直し	・ 特殊現場作業手当に県の管理する河川等において著しく腐敗した魚の死骸を処理する作業に従事した日1日につき300円を支給する制度を新設	平成28年3月25日
	・ 夜間看護手当に月の勤務の全てが深夜を含む勤務である場合に手当額を加算する制度を新設（病院局）	平成28年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日（経過措置：平成23年3月31日まで）